

広島県告示第五百十号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成三十年六月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	医療法人明和会北広島病院	所 在 地	山県郡北広島町壬生四三三番四号	効力を有する期限	平成三十三年六月一七日	備 考	更新
医療法人社団永楽会前田病院	呉市中央二丁目六番二〇号	平成三十三年六月一七日	新規				